

「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本方針

- (1) 教育活動全体を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや教育相談を実施するなど、全職員体制で生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

2 学校の現状

ほとんどの生徒が8時10分までには登校し、教室で読書を始める用意が出来ている。集会時においても8時15分には出席確認を終え、会を始めることが出来る。挨拶も上手で、先生方や来校する方々へ元気に挨拶が出来る生徒が多い。本校における問題点としてあげられるのが不登校である。心因性、怠学等の理由で数名の不登校生徒がいる。反面、暴力行為や金銭恐喝等の大きな問題行動はほとんど無く、全体的に落ち着いている状態である。

3 いじめの防止等の指導體制・組織的な対応

(1) 日常的な指導體制

①校内指導體制及び関係機関との連携

・児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係作りや生徒相互の人間関係作りに努める。

(2) 未然防止

生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係作りや生徒相互の人間関係作りに努める。

(3) 早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、チェックリストを作成して全職員で共有し、いじめの早期発見に努める。

(4) 早期対応

いじめ防止対策委員会をもうけ、事実確認をしっかりと行い、いじめと判断されたら被害生徒のケア、加害生徒の指導など、解決に向けて全職員の共通理解の下で組織的に対応する。

(5) ネット上でのいじめへの対応

①道徳や技術、警察のサイバー犯罪対策室の特設授業等で情報モラルの指導を徹底する。

- ②スマートフォン、携帯電話等の校内への持ち込みを禁止する。
- ③保護者への PTA 総会などを通じて、家庭での PC の管理、携帯電話・スマートフォンのフィルタリングの徹底を依頼する。
- ④関係機関（警察や法務局など）との連携した対応していく。

(6) 指導計画

月	活動内容について
4	校内研修、家庭訪問（1年）、人権の日、生活アンケート
5	教育相談週間、人権の日、生活アンケート
6	人権の日、生活アンケート
7	三者面談、チェックシート、人権の日、生活アンケート
8	校内研修、人権の日、生活アンケート
9	人権の日、生活アンケート
10	教育相談週間、人権の日、生活アンケート
11	人権の日、生活アンケート
12	三者面談、人権の日、生活アンケート
1	修学旅行、職場体験、人権の日、生活アンケート
2	入学説明会、人権の日、生活アンケート
3	新一年生情報交換会、人権の日、生活アンケート

評価

いじめ防止基本方針が的確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に判断するために、学校評価に評価項目を設定し、PDCA サイクルに基づいて検証・分析を行い、改善していく。

(7) いじめの発生時の組織的対応マニュアル

①「いじめ防止対策委員会」

〈委員〉

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、学年主任、教育相談担当、養護教諭
特別支援コーディネーター、生徒サポーター、スクールカウンセラー

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談など）
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

〈開催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態等とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認める
とき。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の発生と対応

①学校が主体となった場合

①重大事態の調査組織を設置しすみやかに教育委員会へ事案発生
の報告。必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、
支援を要請する。



②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



④調査結果を教育委員会に報告



⑤調査結果を踏まえた必要な措置

②委員会等が主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

5 PTA 及び関係機関等との連携について

(1) 学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開

(2) 城北中学校区青少年健全育成協議会や学校説明会、PTA 総会等での地域や保護者との情報の共有。

(3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署や児童相談所等と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な尊大が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

資料 1

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。 「転校したい」や「学校にいきたくない」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。 友だちからの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。 テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

資料 2

いじめに関するアンケート 年 組 (男・女)

- 1 今学期、あなたは学校の友達にいじめられたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)
- (1) 誰にいじめられましたか。
(ア クラスの人 イ 同学年の人 ウ 上級生 エ 下級生)
- (2) それはどのようないじめでしたか。
(ア 言葉でのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠された カ 金品を取られた キ その他 ())
- (3) それはいつ頃でしたか。() 月頃
- (4) どんな時にいじめられましたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間 エ 給食・清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他 ())
- (5) いじめられたことを誰かに話しましたか。
(ア 親 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかった
オ その他 ())
- (6) いじめられたことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んで下さい。
ア 話したことがわかるともつといじめられるから
イ 話してもいじめは無くなると思ったから
ウ 自分がいじめられていることを知っていると思ったから
エ その他 ()
- (7) そのいじめは解決しましたか。(ア はい イ いいえ)
- 2 あなたは学校の友だちをいじめたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)
- (1) いじめたときの気持ちで最も近い者一つを選んでください。
ア いじめないと自分がいじめられそうだから
イ 友だちに命令されたから
ウ その子が気に入らなかつたから
エ みんながいじめていておもしろそうだったから
オ その他 ()
- 3 あなたは学校の友達がいじめられているのをみたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)
- (1) それはどのようないじめでしたか。
(ア 言葉でのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠された カ 金品を取られた キ その他 ())
- (2) それはどんな時でしたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み エ 給食・清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他 ())
- (3) いじめを見たとき、どうしましたか。
(ア 止めたり、助けを呼んだりした イ 何もしなかつた
ウ いじめる側に味方した エ その他 ())
- (4) いじめを見たことを誰かに話しましたか。
(ア 親 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかつた オ その他 ())
- (5) いじめを見たことを先生に話さなかつた人は、その理由を一つ選んでください。
ア 話したことがわかるともつといじめた子に何かされると思ったから
イ 自分の気持ちがいじめる人たちと同じだったから
ウ 話してもいじめが無くなると思ったから
エ その子がいじめられていることを知っていると思ったから
オ その他 ()